

## 国見町告示第 24 号

令和 8 年度国見町結婚新生活支援事業補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 27 日

国見町長 村 上 利 通

### 令和 8 年度国見町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

#### (目的)

第 1 条 この告示は、低所得者が婚姻により新生活を始めるための費用を支援することと、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、国見町結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、国見町補助金等の交付等に関する規則（昭和63年国見町規則第 2 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第 2 条 この告示について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。
- (2) 住居費用 婚姻を機に新たに住宅物件を取得する費用又は住宅物件の賃借に係る賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。
- (3) 引っ越し費用 引っ越し業者又は運送業者への支払その他引っ越しに係る経費をいう。
- (4) リフォーム費用 婚姻に伴う住宅物件の機能の維持又は向上を図るための住宅物件の修繕、増築、改装及び設備更新等に係る経費をいう。ただし、次のいずれかに該当する経費については、補助対象経費の対象外とする。

ア 倉庫又は車庫に係る工事費用

イ 門、フェンス又は植栽等の外構に係る工事費用

ウ エアコン又は洗濯機等の家電購入及び設置に係る工事費用

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることのできる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 新婚世帯の夫婦ともに、婚姻日(婚姻届を提出した又は受理された日をいう。

以下同じ。)における年齢が44歳以下であり、所得額(夫婦の直近の所得証明書による。)をもとに夫婦の合算した所得が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、新婚世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た額が500万円未満であること。

(2) 対象となる住宅物件が町内にあること。

(3) 補助金の申請時に夫婦の双方の住所が対象となる住宅物件の住所にあること。

(4) 町税等の滞納がないこと。

(5) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(6) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。

(7) 夫婦の双方が下記ア～ウのいずれかに該当すること。

ア 町長が指定するライフデザイン等に関するWEB講座の受講を修了していること。

イ 医療機関でプレコンセプションケア健診を受診したことが確認できること。

ウ 医療機関において妊娠・出産に関する相談を行ったことが確認できること。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の対象となる経費(消費税及び地方消費税を含む。)は、住居費(勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該手当の合計を控除した後の額)、引っ越し費用及びリフォーム費用の合算額とする。ただし、住居費及びリフォーム費用は、補助金の申請日において現に居住している住宅物件に係る経費に限る。

2 補助金の対象となる期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

ただし、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、該当しなくなっ

た日の属する月までとする。

(補助金等の額)

第5条 補助金の額は、新婚世帯の夫婦ともに、婚姻日における年齢が29歳以下の場合には1世帯当たり750,000円を、44歳以下の場合には1世帯当たり450,000円を上限として交付する。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類又はその写しを添えて、町長に提出しなければならない。この場合において、第3号から第9号の書類については、当該書類に係る事実がある場合にのみ提出するものとする。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 所得・課税証明書
- (3) 住宅物件の売買契約書及び領収書の写し
- (4) 住宅物件の賃貸借契約書及び領収書の写し
- (5) 住宅物件の工事請負契約書及び領収書の写し
- (6) 引っ越しに係る領収書の写し
- (7) 離職したことが分かる書類
- (8) 住宅手当支給証明書(第2号様式)
- (9) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、令和9年3月31日までに行わなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があったときには、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 申請者は、申請内容に変更が生じるときは、速やかに補助金変更承認申請書(第4号様式)に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付請求等）

第8条 申請者は、第6条第2項又は前条第2項の規定による通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書（第6号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 町長は、被補助者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この告示に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第10条 申請者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金の交付を受けている場合は、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（報告等）

第11条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、申請者に対し、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 申請者は、前項の報告等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（実績報告の省略）

第12条 この補助金については、規則第13条に規定する実績報告書の提出は、規則第18条の3の規定により、省略するものとする。

（委任）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行し、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式（第6条関係）

国見町結婚新生活支援事業補助金交付申請書

[別紙参照]

第2号様式（第6条関係）

住宅手当支給証明書

[別紙参照]

第3号様式（第6条関係）

国見町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書

[別紙参照]

第4号様式（第7条関係）

国見町結婚新生活支援事業補助金変更承認申請書

[別紙参照]

第5号様式（第7条関係）

国見町結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書

[別紙参照]

第6号様式（第8条関係）

国見町結婚新生活支援事業補助金交付請求書

[別紙参照]

国見町長

住 所  
氏 名  
電話番号

国見町結婚新生活支援事業補助金交付申請書

国見町結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、国見町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻日		年 月 日	
2 事業費内訳	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契 約 金 額 (A)	円
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家 賃 (B)	月額 円
		敷金・礼金 (C)	円
		共 益 費 (D)	月額 円
		仲介手数料 (E)	円
		住居手当 (F)	月額 円
		実質住宅費負担額 (G) = (B) + (C) + (D) + (E) - (F)	円
	引越費用	引 越 日	年 月 日
		費 用 (H)	円
	リフォーム 費用	契約締結年月日	年 月 日
		契 約 金 額 (I)	円
合 計	(A) + (G) + (H) + (I)	円	

《添付書類》

1. 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本(全部事項証明書)
2. 所得・課税証明書
3. 住宅物件の売買契約書及び領収書の写し
4. 住宅物件の賃貸借契約書及び領収書の写し
5. 住宅物件の工事請負契約書及び領収書の写し
6. 引越しに係る領収書の写し
7. 離職したことがわかる書類
8. 住宅手当支給証明書（第2号様式）
9. 貸与型奨学金の返還額がわかる書類
10. その他、町長が必要と認める書類

申請者、配偶者及び同居者は、住民基本台帳、町税等の納付状況、住宅扶助、公的制度による家賃補助等の受給状況その他の本申請に関する事項について、町が関係機関へ事実確認を行うことについて同意します。

申請者氏名 \_\_\_\_\_

配偶者氏名 \_\_\_\_\_

国見町長

給与等の支払者  
所在地  
名称  
氏名  
電話番号

㊞

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住所	
氏名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。

(2) 支給していない。

（ 年 月分 ～ 年 月分 ）  
住宅手当：月額 円

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

第3号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

国見町長

国見町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった国見町結婚新生活支援事業補助金については、下記のとおり決定したので、国見町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

交付決定額

円

国見町長

住 所

氏 名

電話番号

国見町結婚新生活支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け国見町指令 第 号で交付決定を受けた国見町結婚新生活支援事業補助金について、申請事項を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 変更内容			
2 事業費内訳	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契 約 金 額 (A)	円
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家 賃 (B)	月額 円
		敷金・礼金 (C)	円
		共 益 費 (D)	月額 円
		仲介手数料 (E)	円
		住居手当 (F)	月額 円
		実質住宅費負担額 (G) = (B) + (C) + (D) + (E) - (F)	円
	引越費用	引 越 日	年 月 日
		費 用 (H)	円
	リフォーム 費用	契約締結年月日	年 月 日
契 約 金 額 (I)		円	
合 計	(A) + (G) + (H) + (I)	円	
3 その他の変更			

※下記のうち変更内容が確認できる書類を添付してください。

1. 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（全部事項証明書）
2. 所得・課税証明書
3. 住宅物件の売買契約書及び領収書の写し
4. 住宅物件の賃貸借契約書及び領収書の写し
5. 住宅物件の工事請負契約書及び領収書の写し
6. 引越しに係る領収書の写し
7. 離職したことがわかる書類
8. 住宅手当支給証明書（第2号様式）
9. 貸与型奨学金の返還額がわかる書類
10. その他、町長が必要と認める書類

第5号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

国見町長

国見町結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更交付申請のあった国見町結婚新生活支援事業補助金については、下記のとおり変更を決定したので、国見町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

変更交付決定額

円

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

国見町長

住 所  
氏 名  
電話番号

国見町結婚新生活支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け国見町指令 第 号で交付決定のありました国見町結婚新生活支援事業補助金について、国見町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 補助金の振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
口座名義	(フリガナ)		

※口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。